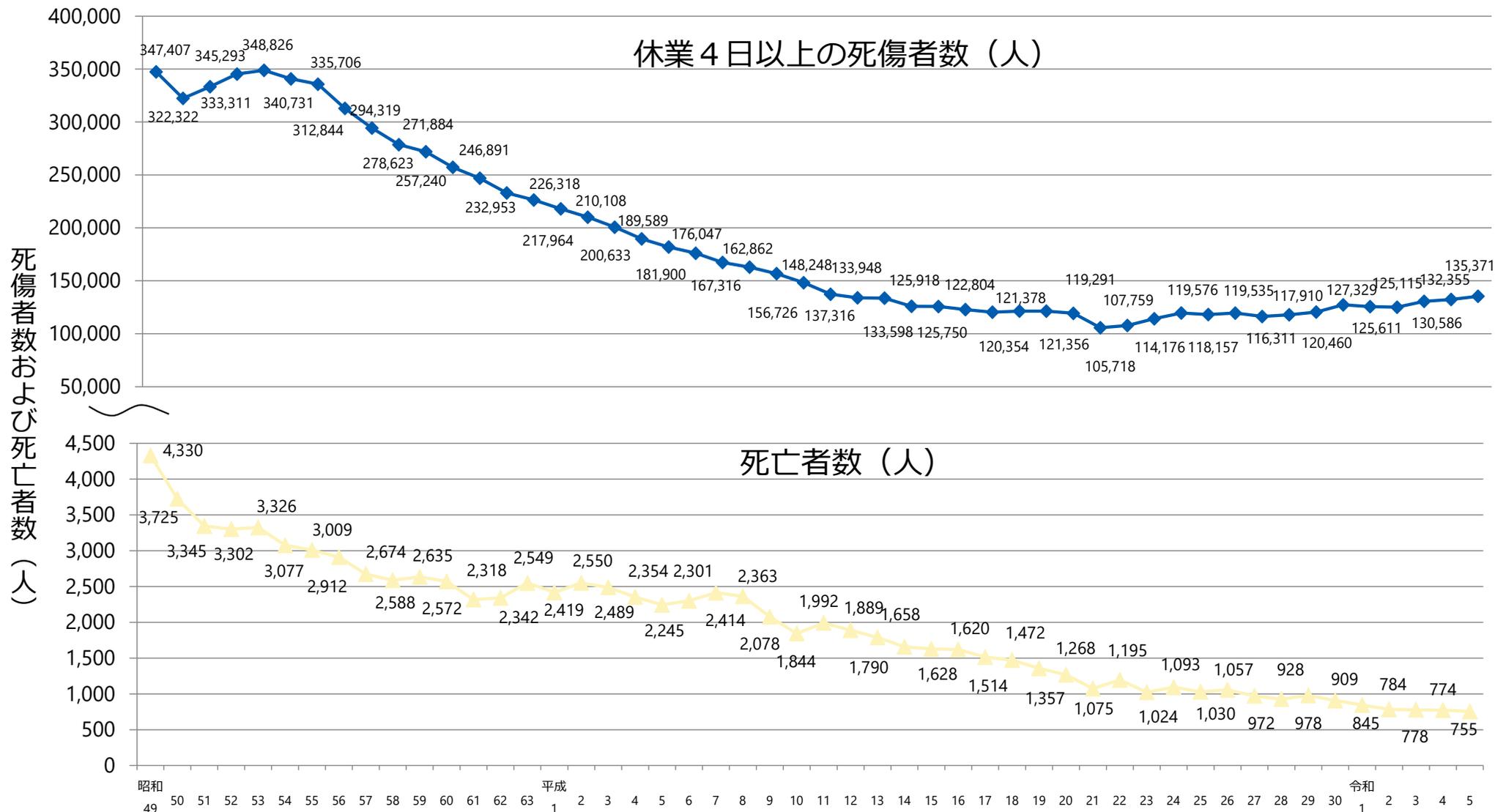


高年齢労働者の安全と健康の確保のための 中小企業への支援策について

厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課

労働災害による死亡者数、死傷者数の推移

- ・死亡者数は、長期的に減少傾向にあり、過去最少となった。
- ・休業4日以上の死傷者数は、近年、増加傾向にあり、3年連続で増加した。

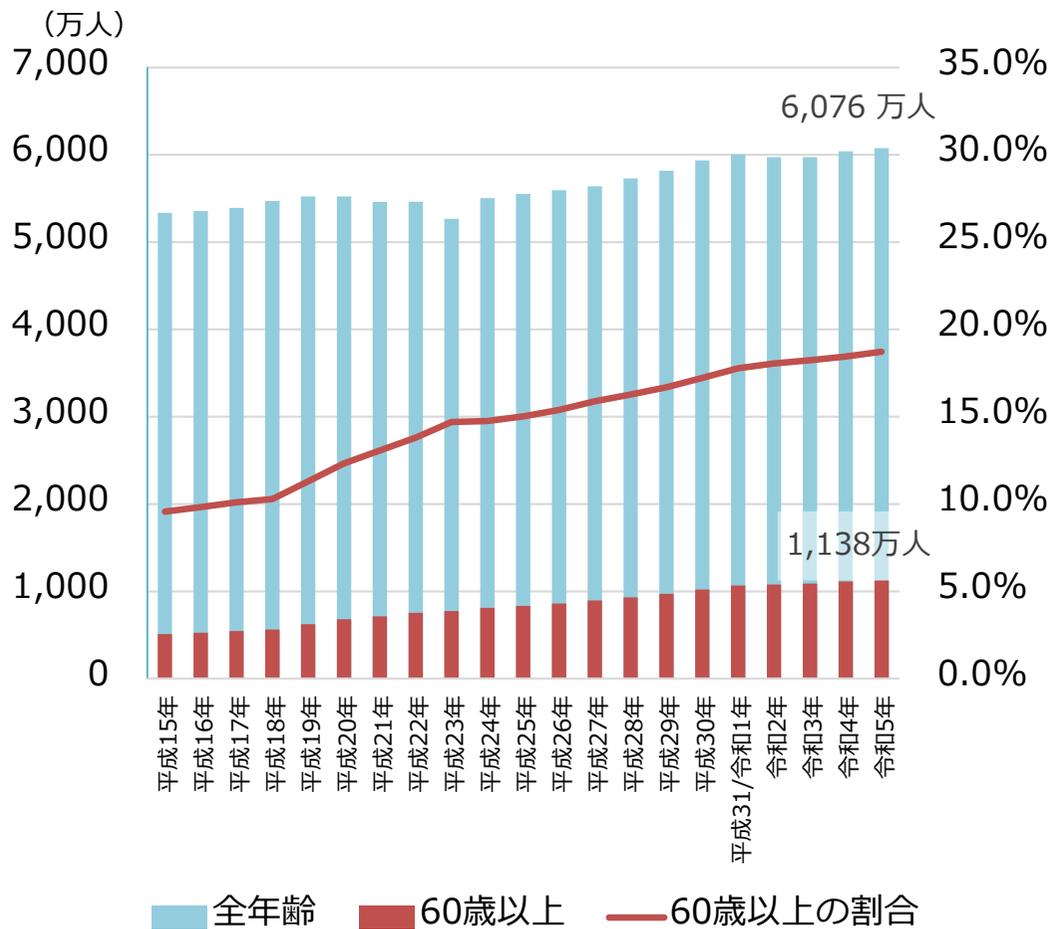


出典：平成23年までは、労災保険給付データ（労災非適用事業を含む）、労働者死傷病報告、死亡災害報告より作成
 平成24年からは、労働者死傷病報告、死亡災害報告より作成
 ※新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いたもの。

高齢者の就労と被災状況

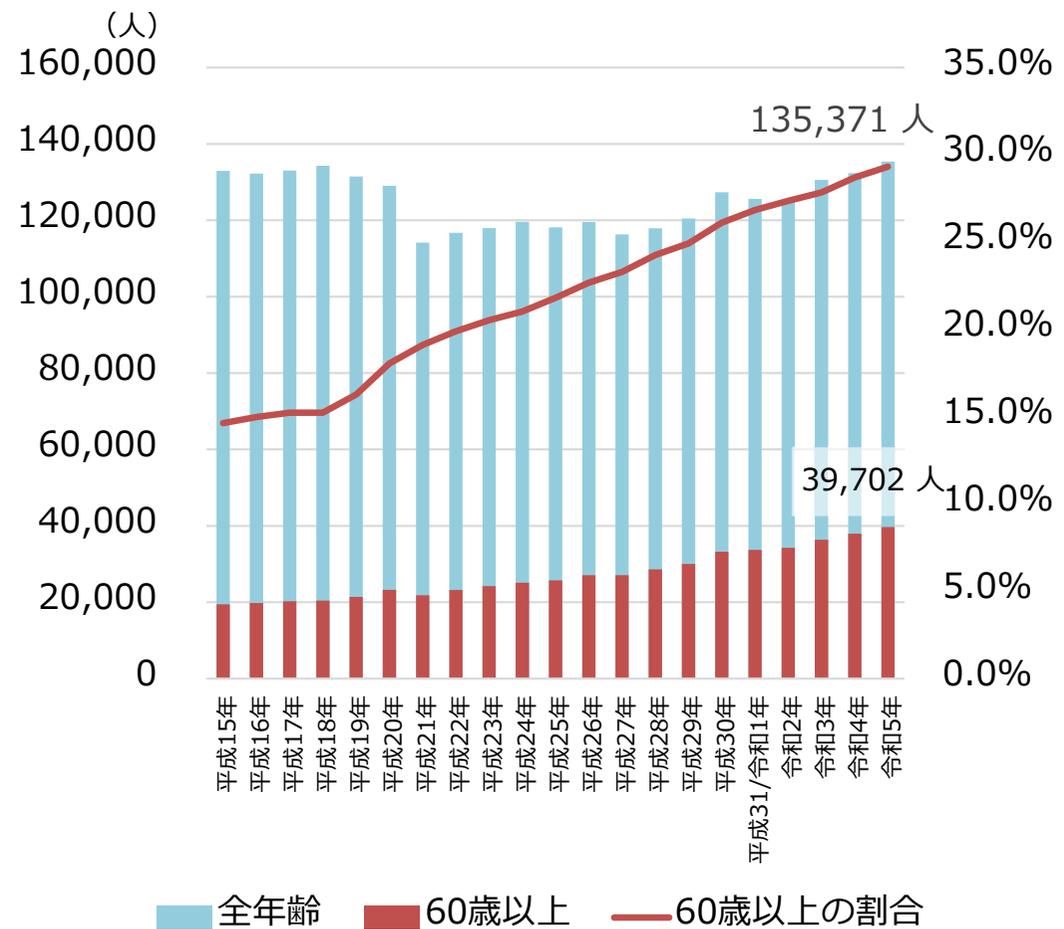
雇用者

全年齢に占める60歳以上の割合



労働災害による死傷者数

全年齢に占める60歳以上の割合



データ出所：労働力調査（総務省）（年齢階級，産業別雇用者数）における年齢別雇用者数（役員を含む。）
 ※平成23年は東日本大震災の影響により被災3県を除く全国の結果となっている。

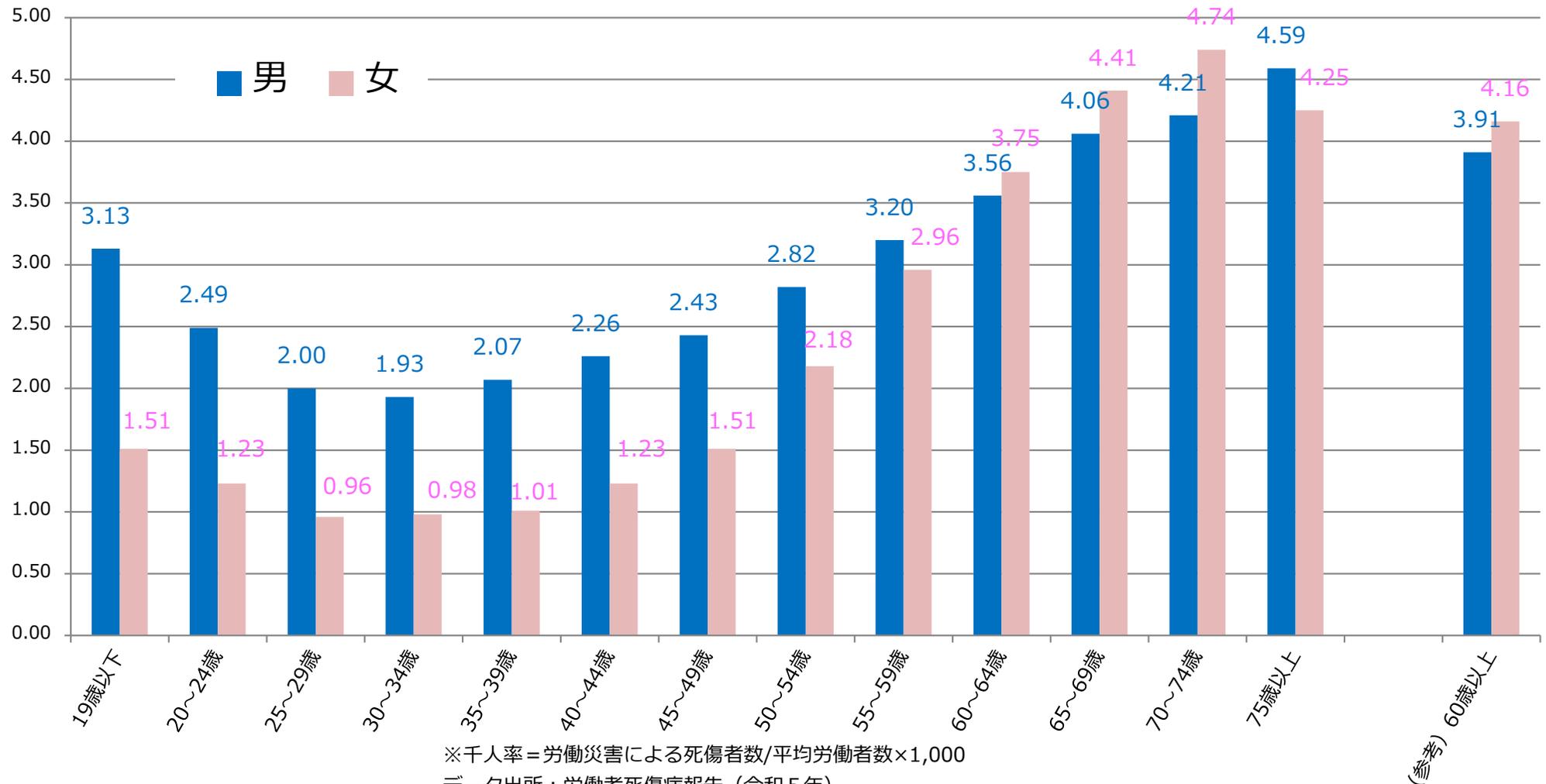
データ出所：労働者死傷病報告※新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く

- ◆ 雇用者全体に占める60歳以上の高齢者の割合は18.7%(令和5年)
- ◆ 労働災害による休業4日以上の死傷者数に占める60歳以上の高齢者の割合は29.3%(同)

年齢層別労働災害発生率（死傷年千人率）

- ・ 60歳以上の男女別の労働災害発生率（死傷年千人率（以下「千人率」という。））を30代と比較すると、男性は約2倍、女性は約4倍となっている。
- ・ 60歳以上の死傷年千人率は、4.022となっている。

年齢別・男女別 千人率（令和5年）



※千人率 = 労働災害による死傷者数 / 平均労働者数 × 1,000

データ出所：労働者死傷病報告（令和5年）

※新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く

労働力調査（年次・2023年・基本集計第I-2表 役員を除く雇用者）

(参考) 60歳以上

労働災害の事例

<ケース①>

不点灯の蛍光灯を交換するため、脚立を用いて作業していた

↓
ステップで足を踏み外し、**落下**

↓
右足を床面に強打し、**捻挫**（休業見込期間は**1か月**）



被災者情報	
性別	男性
年齢	60代
経験年数	3年

《労働災害の発生要因》

照度が不十分な環境であったことに加え、労働者の視力や筋力等の身体機能の低下も一因と推察される。

<ケース②>

工場の作業場で水をまいて清掃していた

↓
濡れた床で足をすべらせ、**転倒**

↓
右手をつき、**骨折**（休業見込期間は**6か月**）



被災者情報	
性別	女性
年齢	60代
経験年数	9か月

《労働災害の発生要因》

清掃中に床が濡れており、転倒しやすい状況であったこと。身体機能（骨密度・体幹等）の低下も一因と推察される。

<ケース③>

商品の陳列作業中に、店内の別の売場に商品を取りに行く

↓
床に足をとられ、**何も無いところ**でつまづき、**転倒**

↓
右ひざを床に強打し、**骨折**（休業見込期間は**2か月**）

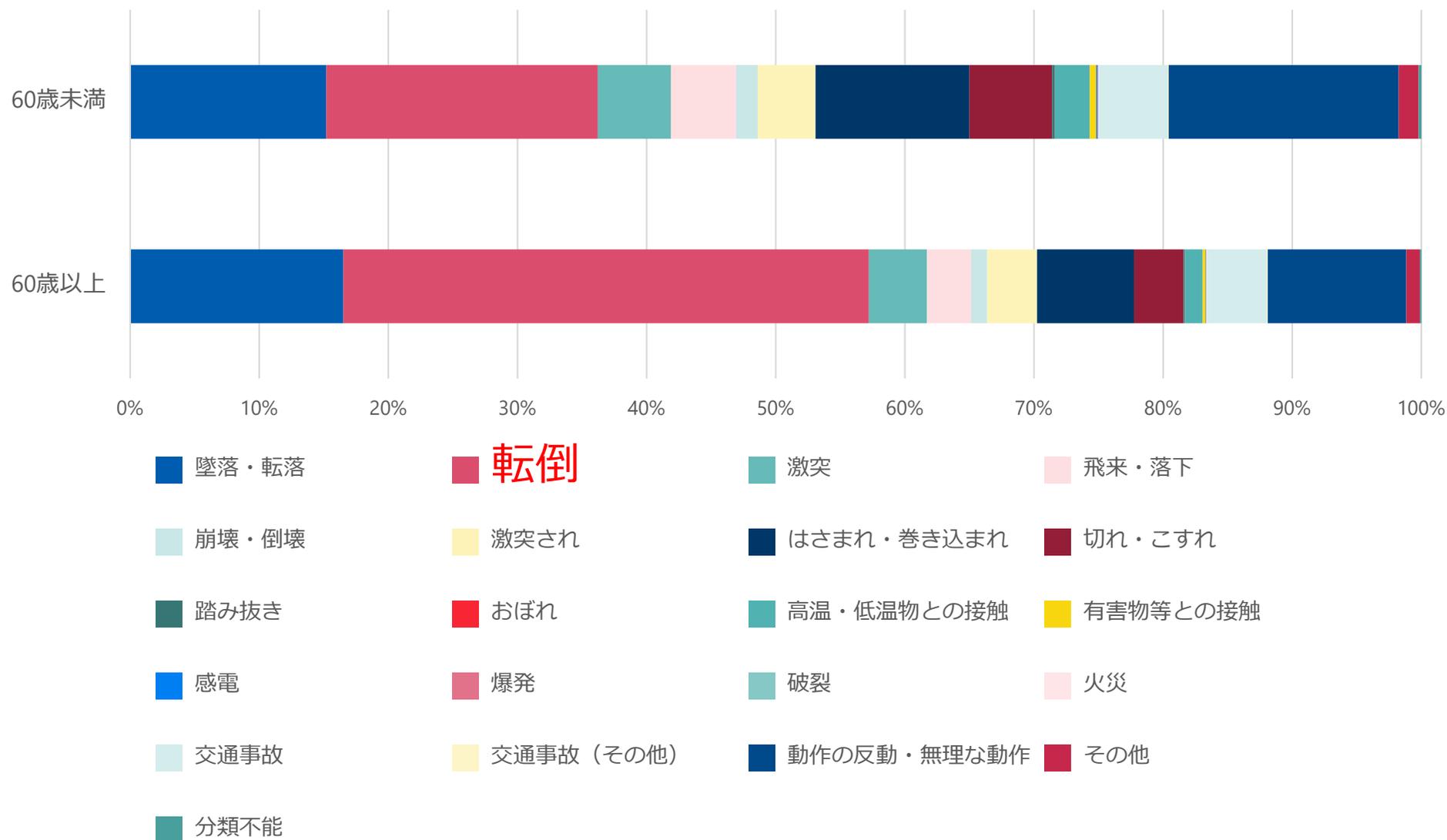


被災者情報	
性別	女性
年齢	70代
経験年数	1年

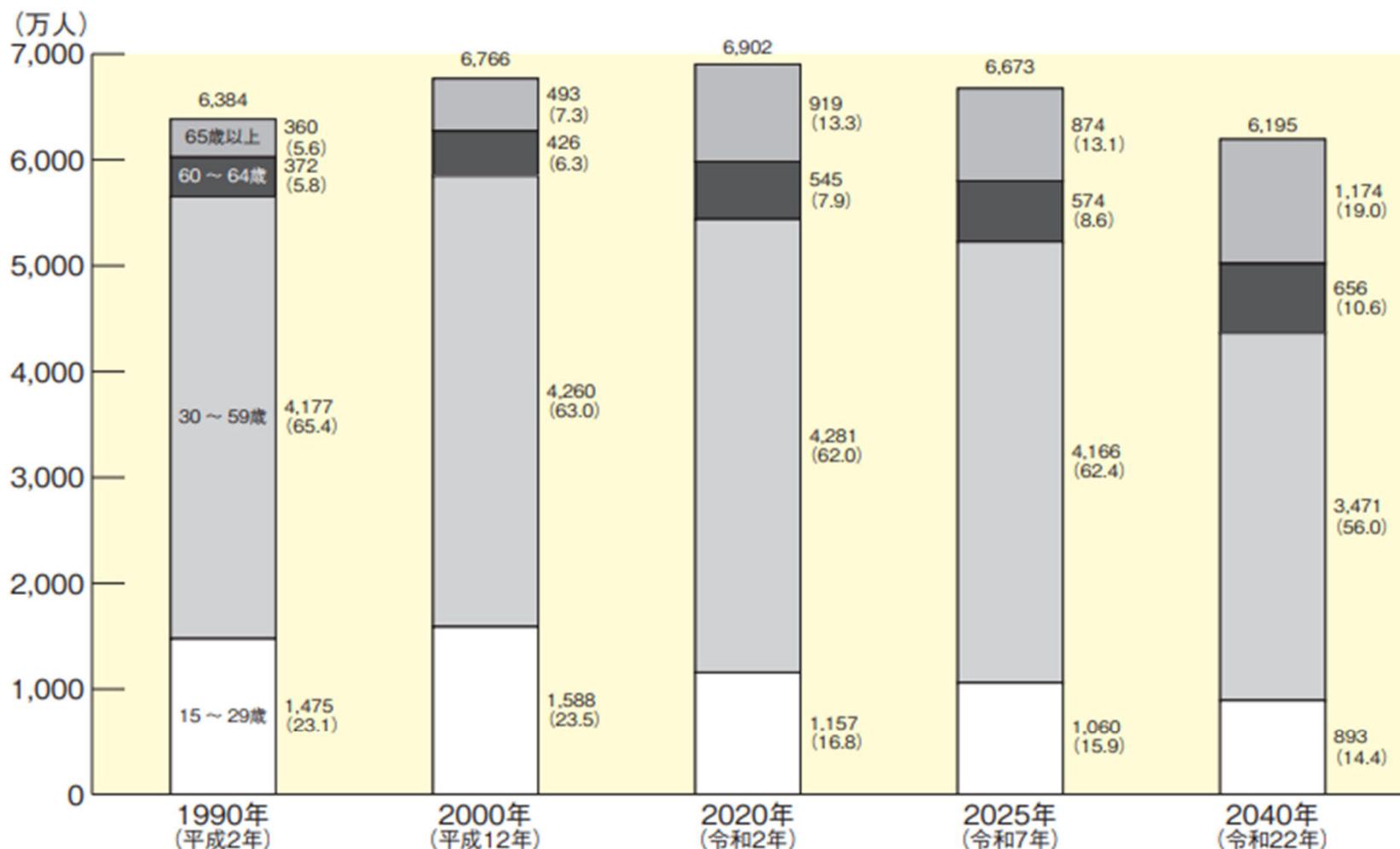
《労働災害の発生要因》 身体機能（骨密度・体幹等）の低下。

年代別の傾向（事故の型別割合）

休業4日以上之死傷災害の事故の型（割合）（令和4年）



【参考】労働力人口の推移



資料：1990、2000、2020年は総務省統計局「労働力調査」、2025年、2040年は（独）労働政策研究・研修機構「労働力需給の推計—労働力需給モデル（2018年度版）による将来推計—」。

(注) 1. ()内は構成比

- 表章単位未満の位で四捨五入してあるため、各年齢区分の合計と年齢計とは必ずしも一致しない。
- 2025年、2040年の推計値は、経済成長と労働参加が進むケース（各種の経済・雇用政策を適切に講ずることにより、経済成長と、若者、女性、高齢者等の労働市場への参加が進むシナリオ）。
- 当該推計値は、「労働力調査」の2017年までの実績値を踏まえて推計しているのご留意されたい。

【参考】各国の年齢階級別労働力率

男女計、2022年							All persons, 2022	
年齢階級	日本	アメリカ 1)	カナダ	イギリス 1)	ドイツ	フランス	イタリア	
Age group	JPN	USA	CAN	UK	DEU	FRA	ITA	
歳 / years old								%
15-19	19.7	36.8	51.6	42.2	30.6	19.4		6.7
20-24	74.6	70.9	77.2	72.8	73.6	66.8		44.8
25-29	91.2	82.7	87.7	87.0	84.6	87.1		70.6
30-34	88.4	83.6	88.9	88.1	87.4	87.6		78.4
35-39	87.8	82.9	89.1	87.8	88.1	88.3		80.3
40-44	88.9	83.0	89.7	88.5	89.1	89.3		81.1
45-49	89.1	82.6	89.1	87.0	89.5	89.1		81.0
50-54	87.7	79.8	86.9	84.2	88.4	87.8		78.0
55-59	84.8	73.1	76.9	75.7	84.2	80.5		70.3
60-64	75.1	57.4	56.9	56.0	65.3	38.9		43.3
65-69	52.0	33.3	28.5	26.0	19.6	10.4		14.3
70-74	33.9	18.4	13.6	9.0	8.4	3.0		3.9
75+	11.0	-	4.3	2.9	-	-		-
15-64	80.6	74.0	79.8	78.3	79.4	73.6		65.5
65+	25.6	19.2	14.6	11.1	8.5	4.0		5.1
計(15+)	62.5	62.2	65.4	62.9	61.3	56.2		49.1

出典：独立行政法人労働政策研究・研修機構 データブック国際労働比較2024
 [日本]総務省統計局(2023.1)「労働力調査(基本集計)」
 [その他]OECD (<https://stats.oecd.org/>) “Labour Force Statistics” 2023年9月現在

第14次労働災害防止計画の概要

令和5年(2023年)4月1日～令和10年(2028年)3月31日までの5か年計画

計画の方向性

- 事業者の**安全衛生対策の促進**と**社会的に評価される環境の整備**を図っていく。そのために、厳しい経営環境等さまざまな事情があったとしても、**安全衛生対策に取り組むことが事業者の経営や人材確保・育成の観点からもプラス**であると**周知**する。
- 転倒等の個別の安全衛生の課題に取り組んでいく。
- 誠実に安全衛生に取り組まず、労働災害の発生を繰り返す事業者に対しては厳正に対処する。

8つの重点対策

① **自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発**
社会的に評価される環境整備、災害情報の分析強化、DXの推進

② **労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進**

③ **高年齢労働者の労働災害防止対策の推進**

④ **多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進**

⑤ **個人事業者等に対する安全衛生対策の推進**

⑥ **業種別の労働災害防止対策の推進**
陸上貨物運送事業、建設業、製造業、林業

⑦ **労働者の健康確保対策の推進**
メンタルヘルス、過重労働、産業保健活動

⑧ **化学物質等による健康障害防止対策の推進**
化学物質、石綿、粉じん、熱中症、騒音、電離放射線

死亡災害：5%以上減少

死傷災害：増加傾向に歯止めをかけ2027年までに減少



事業者に取り組んでもらいたいこと

高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）を踏まえた対策 * 国では「エッセンス版」の作成・周知啓発

1：安全衛生管理体制の確立等

（経営トップ自ら安全衛生方針を表明し、担当組織・担当者を指定、リスクアセスメントの実施）

2：職場環境の改善

（身体機能の低下を補う設備・装置の導入、高年齢労働者の特性を考慮した作業管理、勤務形態等の工夫）

3：高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

（体力チェック等により、事業者、高年齢労働者双方が健康や体力の状況を客観的に把握）

4：高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

（把握した状況に応じて適合する業務をマッチング、「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）」に基づく取組や身体機能の維持向上への取組）

5：安全衛生教育

（労働者と関係者に、高年齢労働者に特有の特徴と対策についての教育を行う）

健康経営との連携

第14次労働災害防止計画

(2) 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

＜国等が取り組むこと＞

- ・「**健康経営優良法人認定制度**」等の関連施策と連携し、転倒・腰痛防止対策の具体的なメニューの提示と実践に向けた事業場への支援等を図る。

令和5年度健康経営度調査 調査票（評価項目）

3.制度・施策実行

①従業員の健康課題の把握と必要な対策の検討

I. 健康課題に基づいた具体的な目標の設定

★◎Q37.自社従業員の健康課題を踏まえ、健康経営の具体的な推進計画等を定めていますか。（1つだけ）

sq1.（Qで「1」とお答えの場合）健康課題の内容・数値目標・推進計画について具体的な内容をご記入ください。（重要なものについて1つ）

選択肢4 従業員の生産性低下防止・事故発生予防（肩こり・腰痛等の筋骨格系の症状や、睡眠不足の改善、転倒の予防）

②健康経営の実践に向けた土台づくり

I. ヘルスリテラシーの向上

★◎Q43.従業員の健康意識の向上を図るために、健康保持・増進に関する教育をどのように行っていますか。（いくつでも）

sq1.（Qでいずれか実施とお答えの場合）どのような内容の教育を行っていますか。（いくつでも）

選択肢7 肩こり・腰痛

同12 転倒予防

③従業員の心と体の健康づくりに関する具体的対策

II. 具体的な健康保持・増進施策

★◎Q55.運動習慣の定着に向けた具体的な支援（研修・情報提供を除く）として、どのような取り組みを行っていますか。（いくつでも）

選択肢1 運動機能のチェック（体力測定、転倒等リスク評価セルフチェック、ロコモのチェック等）を定期的に行っている

◎Q61 高齢従業員特有の健康課題に特化した取り組みを行っていますか。（いくつでも）

選択肢1 職場環境の改善を行っている（転倒防止、視覚・聴覚負担の軽減等）

選択肢8 運動機能のチェック（体力測定、転倒等リスク評価セルフチェック、ロコモのチェック等）を定期的に行っている

中小企業向け 補助金による高年齢労働者の労働災害防止対策の支援（エイジフレンドリー補助金）

資料は
こちら→



中小企業事業者の皆さまへ

令和6年度（2024年度）版

「令和6年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

この補助金は、（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会（以下「コンサルタント会」という。）が補助事業の実施事業者（補助事業者）となり、中小企業事業者からの申請を受けて審査を行い、補助金の交付決定と支払を実施します。

- 高年齢労働者の労働災害防止対策、労働者の転倒や腰痛を防止するための専門家による運動指導等、労働者の健康保持増進のために、エイジフレンドリー補助金を是非ご活用ください。

補助金申請受付期間 令和6年5月7日～令和6年10月31日

	① 高年齢労働者の労働災害防止対策コース	② 転倒防止や腰痛予防のためのスポーツ・運動指導コース	③ コラボヘルスコース
対象事業者	<ul style="list-style-type: none"> 労災保険に加入している中小企業事業者 かつ、1年以上事業を実施していること 役員、派遣労働者を除く、以下の労働者を雇用していること 	<ul style="list-style-type: none"> 労働者を常時1名以上雇用している（年齢制限なし） 	
補助対象	<ul style="list-style-type: none"> 高年齢労働者（60歳以上）を常時1名以上雇用している 対象の高年齢労働者が補助対象に係る業務に就いている 	<ul style="list-style-type: none"> 労働者の転倒防止や腰痛予防のため、専門家等による運動プログラムに基づいた身体機能のチェック及び専門家等による運動指導等に要する経費 	<ul style="list-style-type: none"> 事業所カルテや健康スコアリングレポートを活用したコラボヘルス等、労働者の健康保持増進のための取組に要する経費
補助率	1/2	3/4	
補助上限額	上限額：100万円 (消費税を除く)	上限額：30万円 (消費税を除く)	

※注意事項※

- ・複数コース併せての上限額は100万円です。
- ・複数コースでの申請の場合は、希望コースをまとめて申請してください。
- ・この補助金は「事業場規模」「高年齢労働者の雇用状況」「対策・取組の内容」等を審査の上、交付を決定します。
- ・全ての申請者に補助金が交付されるものではありません。

【参考】対象となる中小企業事業者の範囲

業種	業種	常時使用する労働者数 ※1	資本金又は出資の総額 ※1
小売業	小売業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	医療・福祉（※2）、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サービス業、物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など	300人以下	3億円以下

※1 常時使用する労働者数、または資本金等のいずれか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります。
 ※2 医療・福祉法人等で資本金・出資がない場合には、労働者数のみで判断することとなります。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署
一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

① 高年齢労働者の労働災害防止対策コース 【対象：60歳以上の労働者】

- 60歳以上の高年齢労働者が安全に働けるよう、身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策を補助対象とします。

● 具体的には、次のような労働災害防止対策が対象となります●

(ア) 転倒・墜落災害防止対策

- ◆ 作業場所の床や通路のつまずき防止のための対策（作業場所の床や通路の段差解消）（※1）
 - ◆ 作業場所の床や通路の滑り防止のための対策（水場等への防滑性能の高い床材・グレーチング等の導入、凍結防止装置の導入）
 - ◆ 転倒時のけがのリスクを低減する設備・装備の導入
 - ◆ 階段の踏み面への滑り防止対策
 - ◆ 階段への手すりの設置（※1）
 - ◆ 高所作業台の導入（自走式は含まず。床面から2m未満の物）
- （※1）法令違反状態の解消を図るものではないこと



労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を防止しましょう 🔍 検索
 (URL <https://www.mhlw.go.jp/content/001101299.pdf>)



(イ) 重量物取扱いや介護作業における労働災害防止対策（腰痛予防対策）

- ◆ 不自然な作業姿勢を解消するための作業台等の設置
- ◆ 重量物搬送機器・リフトの導入（乗用タイプは含まず）
- ◆ 重筋作業を補助するパワーアシストスーツの導入
- ◆ 介護における移乗介助の際の身体的負担を軽減する機器の導入
- ◆ 介護における入浴介助の際の身体的負担を軽減する機器の導入
- ◆ 介護職員の身体の負担軽減のための介護技術（ノーリフトケア）の修得のための教育の実施



(ウ) 暑熱な環境による労働災害防止対策（熱中症防止対策）

- ◆ 熱中症リスクの高い暑熱作業のある事業場（※2）における休憩施設の整備
- ◆ 体温を下げるための機能のある服の導入
- ◆ 熱中症の初期症状等の体調の急変を把握できる小型携帯機器（ウェアラブルデバイス）による健康管理システムの導入（初期導入費用のみ パソコンの購入は対象外）



(エ) その他の高年齢労働者の労働災害防止対策（交通災害防止対策）

- ◆ 業務用車両への踏み間違い防止装置の導入

★ 労働者ごとに費用が生じる対策（高所作業台の導入、重量物搬送機器・リフト、パワーアシストスーツ、体温を下げるための機能のある服等）については、対策に関わる人数分に限り補助対象とします。

② 転倒防止や腰痛予防のためのスポーツ・運動指導コース 【対象：全ての労働者】

- 労働者の身体機能低下による「転倒」や「腰痛」の行動災害を防止するため、身体機能維持改善のための専門家等による運動プログラムに基づいた身体機能のチェック及び専門家等による運動指導等に要する費用を補助対象とします。

・専門家とは・・・医師、理学療法士、健康運動指導士、労働安全・衛生コンサルタント、アスレティックトレーナー等

「転倒防止」・「腰痛予防」のための
身体機能のチェック及び運動指導等の実施が対象となります

- ★ 転倒防止、腰痛予防の運動指導等に限ります（オンライン開催等も含む）
- ★ 物品の購入はできません
- ★ 転倒防止、腰痛予防以外の運動指導は、当コースでは補助対象外です（メタボリックシンドローム対策等の運動指導はコラボヘルスコースの活用をご検討ください）



令和6年度エイジフレンドリー補助金

「高齢労働者の労働災害防止対策」、「コラボヘルス等の労働者の健康保持増進」のための取組に加えて「転倒防止や腰痛予防のためのスポーツ・運動指導」に対して補助（令和6年度）

	高齢労働者の労働災害防止対策コース	転倒防止や腰痛予防のためのスポーツ・運動指導コース【新設】	コラボヘルスコース
対象事業者	<ul style="list-style-type: none"> 労災保険加入している中小企業事業者かつ、1年以上事業を実施していること 役員、派遣労働者を除く、以下の労働者を雇用していること 	<ul style="list-style-type: none"> 労働者を常時1名以上雇用していること（年齢制限なし） 	
補助対象	<ul style="list-style-type: none"> 高齢労働者にとって危険な場所や負担の大きい作業を解消する取組に要した経費（機器の購入・工事の施工等） <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">(ア) 転倒・墜落災害防止対策</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">(イ) 重量物取扱いや介護作業における労働災害防止対策（腰痛予防対策）</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">(ウ) 暑熱な環境による労働災害防止対策（熱中症防止対策）</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(エ) その他の高齢労働者の労働災害防止対策（交通事故防止対策）</div> 	<ul style="list-style-type: none"> 労働者の転倒防止や腰痛予防のため、専門家等による運動プログラムに基づいた身体機能のチェック及び運動指導等に要した経費 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">(オ) 「転倒防止」のための身体機能のチェック及び運動指導等の実施</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(カ) 「腰痛予防」のための身体機能のチェック及び運動指導等の実施</div> 	<ul style="list-style-type: none"> 事業所カルテや健康スコアリングレポートを活用したコラボヘルス等の労働者の健康保持増進のための取組に要した経費 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">(キ) 健康診断結果等を踏まえた禁煙指導、メンタルヘルス対策等の健康教育、研修等</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">(ク) 健康診断結果等を電磁的に保存及び管理を行い、事業所カルテ・健康スコアリングレポートの活用等によりコラボヘルスを推進するためのシステムの導入</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(コ) 栄養指導、保健指導等の労働者への健康保持増進措置</div>
補助率	1 / 2	3 / 4	
上限	100万円		30万円

事業主健康情報が保険者に提供されることが必要に

【参考】令和5年度の補助実績（運動指導【60歳以上のみ補助対象】）

例：社会福祉施設 健康運動指導士による転倒予防のための運動指導

福岡県 株式会社プロデュース様（社会福祉施設）

×株式会社MIKI・ファニット様（運動指導等を提供されている企業）による取組事例

